ID: 67

担当部署: 企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	附属設備等使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例　第10条の2
例規番号	昭和47年条例第26号

【根拠条文】

（附属設備等使用料）

第10条の2　センターの附属設備等の使用者は、別表第2に定める附属設備等使用料を納付しなければならない。

別表第2（第10条の2関係）

附属設備等使用料金表

品名	単位	使用料金
		円
アリーナ放送設備	一式	1,010
アリーナ空調設備	一式	710
調理台	1台	500
更衣ロッカー	1台	100
物品ロッカー（大）	1台	2,030
物品ロッカー（小）	1台	1,010

備考

1　アリーナ放送設備は1日1回をもつて1単位とする。

2　アリーナ空調設備は30分をもつて1単位とする。

3　競技場の半面のアリーナ空調設備を使用する場合の使用料金は半額とする。

4　アリーナ空調設備の使用時間が30分未満であるとき、又は使用時間に30分未満の端数を生じたときは、30分とする。

5　調理台は1使用区分をもつて1単位とする。

6　更衣ロッカーは1日1回をもつて1単位とする。

7　物品ロッカー（大）及び物品ロッカー（小）は1月をもつて1単位とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日